

(参考) 当社の顧問制度について

当社の顧問制度については、東京証券取引所が8月に改訂した記載要領に基づき、来年1月以降、下記内容にてコーポレート・ガバナンス報告書に開示予定としております。なお、相談役制度については、2002年に廃止しております。

三井住友フィナンシャルグループ 合計1名

肩書	氏名	業務内容	勤務形態・条件	就任	任期	最終役位(退任年)
名誉顧問	奥 正之	財界活動等社外活動に従事	非常勤・無報酬	2017	定めなし	SMFG会長(2017)・SMBC頭取(2011)

(参考) 三井住友銀行 合計8名

名誉顧問	巽 外夫	財界活動等社外活動に従事	非常勤・無報酬	2003	定めなし	住友銀行会長(1997)・同頭取(1993)
名誉顧問	末松 謙一	財界活動等社外活動に従事	非常勤・無報酬	2003	定めなし	さくら銀行会長(1997)・同頭取(1994)
名誉顧問	橋本 俊作	財界活動等社外活動に従事	非常勤・無報酬	2004	定めなし	さくら銀行頭取(1997)
名誉顧問	森川 敏雄	財界活動等社外活動に従事	非常勤・無報酬	2005	定めなし	住友銀行会長(2001)・同頭取(1997)
名誉顧問	高崎 正弘	財界活動等社外活動に従事	非常勤・無報酬	2007	定めなし	さくら銀行会長(2001)
名誉顧問	西川 善文	財界活動等社外活動に従事	非常勤・無報酬	2010	定めなし	SMFG社長(2005)・SMBC頭取(2005)
名誉顧問	岡田 明重	財界活動等社外活動に従事	非常勤・無報酬	2010	定めなし	SMFG会長(2005)・SMBC会長(2005)
特別顧問	北山 禎介	財界活動等社外活動に従事	常勤・報酬有	2017	2018/10	SMBC会長(2017)・SMFG社長(2011)

その他の事項

- 相談役制度は2002年に廃止しておりますが、SMFG・SMBCの会長・社長・頭取経験者を、財界活動等社外活動に従事する目的で特別顧問とする場合があります。任期は最長6年(但し満72歳を超えず)とし、特別顧問退任後、名誉顧問(任期の定めなし)とする場合があります。
- 特別顧問は有報酬とし、当社グループにとって重要な対外活動等、その職務に見合った報酬を支給しております。名誉顧問は無報酬としております。上記顧問の報酬総額は年間52.2百万円です。勤務実態に合わせ、執務室(本社外)・社用車・秘書の利用を許容しております。
- 特別顧問・名誉顧問の活動状況等につき、指名委員会に定期報告を行っております。
- 特別顧問・名誉顧問は経営のいかなる意思決定にも関与しておらず、経営陣による定例報告等も実施しておりません。従って、ガバナンス上の問題はないと考えております。
- 顧問制度については、指名委員会において審議の上、お客さまとの関係強化、或いは公共性・公益性の観点等から、グループに一定の意義があると考え、現行の枠組みを維持することとしております。